

受託契約約款

東京北魚株式会社

(総 則)

第1条 東京都中央卸売市場水産物部卸売業者である東京北魚株式会社(以下「会社」という。)が、東京都中央卸売市場足立市場(以下「市場」という。)において行う卸売のための販売の委託の引受けは、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)、東京都中央卸売市場条例(昭和46年東京都条例第144号。以下「条例」という。)、同施行規則(昭和46年東京都規則第273号。以下「規則」という。)、その他関係諸法令によるほか委託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の責務)

第2条 会社は、受託物品の卸売を誠実にを行います。

- 2 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負います。ただし、天災、輸送遅延、検疫手続その他会社の責任に帰することができない事由によって生じた損害については、その責任を負いません。

(委託者の責務)

第3条 委託者は、委託物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有します。

- (1) 食品表示法に基づく品質表示基準(名称及び原産地表示等)
- (2) 鮮度、選別、荷造及び食品衛生法上の基準並びに規格

(委託物品の引渡し場所)

第4条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しは市場内の卸売場で行うこととします。ただし、会社が特に他の場所を指定した場合、当該場所において行うこととします。

(委託物品の受領通知)

第5条 会社は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちに、その物品の種類、数量、等級、品質、原産地表示、その他受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。

- 2 前項の場合において、受託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等異状を認めたときは、会社は、引渡しを受けた後遅滞なく、当該異常の内容を物品受領通知書又は売買仕切書に付記又は添付します。ただし、当該物品の受領に委託者若しくはその代理人が立ち会って、その了承を得たときはこの限りでないこととします。

(衛生上有害な物品等の受託拒否)

第6条 会社は、次の物品の販売の委託は、引き受けません。

- (1) 販売の委託の申込みがあった物品が食品衛生上有害である場合
- (2) 販売の委託の申込みがあった物品が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった物品と品質が同程度であると東京都知事(以下「知事」といいます。)が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫その他の会社が市場において卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- (4) 販売の委託の申込みがあった物品が盗品その他の犯罪に係る物である疑いがある場合
- (5) 販売の委託の申込みがあった物品が及びその表示が食品衛生法、食品表示法その他の法令に違反する場合
- (6) 前各号のほか、販売の委託の申込みがあった物品に関し、法令に違反し又は公益に反する行為がなされた疑いがある場合
- (7) 販売の委託の申込みがあった物品の販売を制限する行政機関の指示又は命令があった場合
- (8) 販売の委託の申込みが条例第26条の規定により会社が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (9) 販売の委託の申込みが市場外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- (10) 販売の委託の申込みが次の掲げる者から行われたものである場合
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」といいます。)
 - イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前項各号に該当する販売の委託の申込みに係る物品が引渡された場合、会社は、当該物品を、委託者の承諾を得ることなく任意の方法で処分(当該当品の委託者への返送、廃棄又は警察等権限を有する公的機関若しくは真の所有者への引渡しを含みますが、これらに限りません。)することができるものとします。

3 前項の措置によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。

4 会社が第2項による処分をしたときは、遅滞なくその旨を委託者に通知します。

(人の健康をそこなうおそれのある物品の販売の留保及び解除)

第7条 会社は、客観的事実に照らして食品としての安全性が十分確保されておらず健康に危害をおよぼすおそれがある物品の販売を留保します。

なお、第三者機関等による検査証明書等により、その安全性が確認された場合は、これを解除します。

2 前項の措置によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。

3 会社は、知事から条例第38条第3項に基づき受託物品の売買を差し止められ、又は受託物品を市場外に持ち去ることを命ぜられた場合は、前条第2項及至第4項に従い受託物品を処分します。

(受託物品の保管)

第8条 会社は、受託物品の販売が終了するまでは、これを保管する責任を負うものとします。

2 会社は、会社の責任に帰すべき事由によって、受託物品の保管中に生じた腐敗、損傷等の委託者に与えた損害については、賠償する責任を負います。

3 会社は、受託物品の卸売にあたりその一部を見本に供した場合は、その見本に供することにより通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等について、賠償する責任を負いません。

(受託物品の手入れ等)

第9条 会社は、受託物品の性質に従い、その販売のために通常必要とする手入加工その他の調整をすることができるものとします。

(受託物品の検査)

第10条 会社は、受託物品の保管中その物品について行政機関その他の第三者の検査を受けたときは、速やかに委託者に通知します。

2 会社が前項の行政機関その他の検査を受けたために生じた受託物品の損傷、品質低下及び減量等の委託者に与えた損害について当該行政機関その他第三者からの補償を受けたときは、会社は、これを速やかに委託者に支払います。

(受信場所)

第11条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行うものとします。

(送り状等の添付と発送案内)

第12条 委託者が委託物品を会社あてに出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、その他の受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内等をその物品に添付するか若しくは物品の到着前までに会社に通知するものとします。なお、委託者が委託物品の運送を他人に託した場合も同様とします。

2 委託者が、前項の送り状又は発送案内等をその物品に添えないときは、品質の相違、数量不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

(委託物品の表示)

第13条 委託者は、会社に物品を出荷するときは、剥がれにくい荷札の添付、その他の方法により、委託者及び受託者を明確にしなければならない。

2 委託者が前項の措置をとらなかったことにより、又は委託物品の運送の途中において荷札の亡失、その他の事由によって委託者又は受託者が不明となったことにより生じた損害については、受託者は、その賠償の責任を負わないこととします。

(受託物品の上場)

第14条 会社は、受託物品を、その受領後最初の卸売取引に上場します。ただし、委託者から別段の指示があった場合又は会社が適正と判断した場合は、上場の時期を変えることができることとします。

(売買取引の方法)

第15条 会社は、受託物品を、会社の判断により、せり売若しくは入札又は相対取引のいずれかの方法によって卸売します。

2 前項にかかわらず、会社は、知事がせり売り若しくは入札を含め売買取引の方法を定めた物品又は売買取引の方法を特に指示した物品について、その定め又は指示に従って卸売します。

3 前2項の場合において、せり売り又は入札で売買が不成立になったときは、会社は、該当受託物品を相対の方法で卸売することができるものとします。

(販売価格)

第16条 委託物品の販売価格(消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。)については、成り行き価格によるものとします。ただし、委託者が指値(消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。)その他の条件を付したときはその条件によるものとします。

2 他の市場の卸売業者又はその者に出荷する仲卸業者、緊急に出港する船舶に販売する仲卸業者並びに売買参加者に対して、せり売開始時刻前に受託物品を販売する場合の当該受託物品の販売価格は、当該受託物品と同種の物品について、その日に価格形成された販売価格を基準とした価格とします。

(当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外のものに対する卸売)

第17条 会社は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、条例第31条第1項に基づき、その旨を知事に報告します。

2 会社は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対しては、せり売又は入札の方法により生じた残品の卸売をする場合を除き、せり売又は入札の方法によって卸売をしません。

(販売不成立の場合の処理)

第18条 会社は、受託物品について、その販売が不成立となる場合は、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

2 前項の場合、委託者は会社に出荷物の返送又は廃棄を求めることができるものとします。

3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品の返送又は廃棄した場合に要した費用は、全て委託者の負担とします。

4 会社は、第1項の通知から相当期間が経過した後になお委託者が会社に対して指図をしないときは、委託者の承諾を得ることなく会社の任意の方法で処分(受託物品の委託者への返送又は廃棄を含みますがこれらに限られません。)することができ、当該処分に要した費用は、全て委託者の負担とします。

(指値等販売条件の付記)

第19条 委託者が委託物品の販売について指値その他の条件を付するときは、第12条第1項の通知に付記するか、又は会社がその物品の販売準備着手前にあらかじめその旨を会社に書面により通知しなければならないものとします。

2 会社は、これらの通知がその物品の販売準備着手前に到着しない場合、その条件がなかったものとして販売します。

3 委託者が第1項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前2項の規定を準用するものとします。

(指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)

第20条 会社が受託物品の販売について委託者が指値その他条件がある場合、その条件により委託物品を販売することができないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めるものとします。

2 会社が委託者の指図を待つと、委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合は、その条件がなかったものとみなして販売することができるものとします。

3 会社は、前項により販売したため生じた損害については、これを賠償する責任を負わないこととします。

(販売後の事故処理)

第21条 会社は、受託物品を卸売し、これを買受人に引渡した後において、買受人から、当該

受託物品の種類又は数量、品質に関して卸売における合意の内容に適合しないものであるとの申出があったときは、速やかに委託者若しくは委託者の定める者の確認を受け、又は知事の確認を受けて委託者に通知します。

2 前項の場合において、会社が買受人より代替品又は不足分の引渡しを求められそれを適当と認めた場合は、委託者はこれに応じて履行の追完をすることができます。

3 第1項の場合において、買受人より前項の求めがないとき及び委託者が前項の求めに応じないときで、買受人より会社に対して買受代金の減額の請求があったときは、会社は売買仕切書を減額することができます。会社が委託者に対して売買仕切金を支払済のときは、第28条第2項の規定を準用して清算いたします。

(委託の解除等)

第22条 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申し込みは、その受託物品の販売準備着手前に限り、会社はこれに応ずるものとします。

2 前項の申し込みに応じた場合においては、会社は、委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用は委託者の負担とします。

(再委託の禁止)

第23条 会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に再委託をすることはできないこととします。

(委託手数料)

第24条 会社が委託者から収受する委託手数料は、中央卸売市場条例等で定める取扱品目ごとの卸売金額(消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ。)から消費税及び地方消費税を除いた金額に100分の65を乗じて算出した金額に、標準税率を乗じて得た消費税及び地方消費税を加えた金額とします。ただし、委託手数料計算により生ずる円未満の端数は四捨五入とします。

(委託者の費用負担)

第25条 受託物品の卸売にかかわる次の費用は、これらに係る消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めて委託者の負担とします。

- (1) 通信費(当該物品の販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用)
- (2) 運送料(会社の当該物品の卸売場又は受託物品の引渡し場所として会社が特に指定する場所までの運搬及び積卸しに要する費用)
- (3) 荷役料(印分け、配列料、小運搬等荷役に要する費用)
- (4) 売買仕切金等の送金料
- (5) 保管料(受託物品を冷蔵その他の方法により保管をしたため特に経費を要したときは、その費用)
- (6) 調整費(増水、容器、手入加工その他の調整に特に経費を要したときは、その費用)
- (7) その他会社が立替えた費用

2 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額から控除するものとします。

(売買仕切書の送付)

第26条 会社は、受託物品の卸売をしたときは、所定の様式によって、その卸売した物品の品名、等級、価格(消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。)、数量及び価格と数量の積の合計額、当該合計額の消費税及び地方消費税に相当する金額、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額(「売買仕切金」とします。以下同じ。)を記載した売買仕切書を特約のない限り、販売完了日から起算して4日以内に委託者に送付するものとします。

(売買仕切金の支払)

第27条 売買仕切金の支払場所は、市場内の会社の事務所とします。

2 会社は、売買仕切金の支払は、委託者と特約のない限り販売完了日から起算して4日以内にこれを行うものとします。ただし、支払日が金融機関の休業日にあたるときは、翌第一営業日を支払日とします。

(売買仕切金の精算)

第28条 受託物品の卸売金額が、第24条及び第25条の規定により控除すべき金額に満たない

ときは、委託者はその不足金を速やかに会社に対し精算するものとします。

- 2 会社は、前項の精算について、引続き同一委託者から販売の委託がある場合には、次回の委託物品の売買仕切書に合算してこれを精算することができるものとします。

(再販売)

第29条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため受託物品を再販売したときは、その卸売金額によって仕切りを行うものとします。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、その原因に応じ、該当差損金の負担額を調整するものとします。

(会社に事故ある時の処置)

第30条 会社が、卸売業者として卸売の業務を行うことができなくなった場合において、会社に対して販売の委託があり、又は委託の申込みのあった物品については、他の卸売業者により卸売されることがあるものとします。

- 2 前項の規定に基づき、委託替から委託者に損害を与えたときは、会社はこれを賠償する責任を負うものとします。ただし、会社の責任に帰することのできない事由により、卸売の業務を行うことができなくなったときはこの限りではないものとします。

(帳簿の閲覧)

第31条 会社は、委託者の請求があったとき、特別の事情がある場合を除いて、営業時間中いつでも販売の委託を受けた物品の卸売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ質問に応答します。

(電子商取引についての取扱い)

第32条 会社は、委託者の了解を得て、受託物品を市場に搬入することなく電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引(電子商取引)により卸売を行う場合の委託物品の引渡し、受領、事故処理及びその他必要な事項については、第4条、第5条、第12条及び第21条の規定にかかわらず、別に定めるところにより行うこととします。

(臨時開場等の通知)

第33条 会社は、臨時の開場日及び休業日その他委託者に重要な関係を有する事項については、速やかに委託者に通知するものとします。

(管轄裁判所)

第34条 販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟についての管轄裁判所は東京都に所在する裁判所とします。

(約款の変更)

第35条 会社は、民法第548条の4の規定により本約款の全部又は一部を変更することがあります。その場合は、その効力発生時期を定め、かつ本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期について、知事に対する届出を行うとともに、会社のWEBサイト等にこれらの事項を掲載して変更を行うものとします。

付則 この受託契約約款は、昭和47年6月28日から施行する。

付則 この受託契約約款は、平成元年4月1日から施行する。(一部改正)

付則 この受託契約約款は、平成9年4月1日から施行する。(一部改正)

付則 この受託契約約款は、平成12年7月1日から施行する。(一部改正)

付則 この受託契約約款は、平成17年5月1日から施行する。(一部改正)

付則 この受託契約約款は、平成26年4月1日から施行する。(一部改正)

付則 この受託契約約款は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)

付則 この受託契約約款は、平成30年10月11日から施行する。(一部改正)

付則 この受託契約約款は、令和元年10月1日から施行する。(一部改正)

付則 この受託契約約款は、令和2年6月21日から施行する。(一部改正)

付則 この受託契約約款は、令和7年5月1日から施行する。(一部改正)